



# 山形県公報

令和7年4月15日（火）  
第595号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定……………（県民文化芸術振興課）…397  
○山形県総合文化芸術館の開館時間及び休館日……………（同）…398  
○山形県総合文化芸術館の利用料金……………（同）…同  
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…404  
○土地改良区の役員の就任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…407  
○土地改良区の定款変更の認可……………（同）…同  
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（置賜総合支庁農村計画課）…408  
○指定港湾施設の利用時間等及び休業日等……………（空港港湾課）…同  
○平成16年6月県告示第706号（重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の設定）の  
一部改正……………（同）…同  
○山形県青年の家の利用料金……………（教育局）…409  
○山形県朝日少年自然の家の利用料金……………（同）…410  
○山形県金峰少年自然の家の利用料金……………（同）…411  
○山形県飯豊少年自然の家の利用料金……………（同）…412  
○山形県神室少年自然の家の利用料金……………（同）…414

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………415

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（庄内総合支庁総務課）…同

## 告 示

### 山形県告示第320号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 種 別  | 名 称      | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所  |
|------|----------|-----|-------|--------------|
| 彫刻の部 | 木造地藏菩薩坐像 | 1 軀 | 個人    | 西村山郡西川町大字大井沢 |

## 山形県告示第321号

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第8条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールを除く。）の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時から午後10時まで

## 2 休館日

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

## 3 適用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 山形県告示第322号

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールを除く。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 区分             |                |        | 金額           |                  |                 |                  |                 |                    |
|----------------|----------------|--------|--------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|--------------------|
|                |                |        | 午前 9 時から正午まで | 午後 1 時から午後 5 時まで | 午後 6 時から午後10時まで | 午前 9 時から午後 5 時まで | 午後 1 時から午後10時まで | 午前 9 時から午後10時まで    |
| 大ホール           | 全席使用           | 土曜日等   | 43,100円      | 62,100円          | 79,900円         | 105,200円         | 142,000円        | 185,100円           |
|                |                | 上記以外の日 | 35,600円      | 53,200円          | 67,100円         | 88,800円          | 120,300円        | 155,900円           |
|                | 1 階席及び2 階席使用   | 土曜日等   | 34,400円      | 49,600円          | 63,900円         | 84,000円          | 113,500円        | 147,900円           |
|                |                | 上記以外の日 | 28,400円      | 42,500円          | 53,600円         | 70,900円          | 96,100円         | 124,500円           |
|                | 1 階席のみ使用       | 土曜日等   | 30,100円      | 43,400円          | 55,900円         | 73,500円          | 99,300円         | 129,400円           |
|                |                | 上記以外の日 | 24,900円      | 37,200円          | 46,900円         | 62,100円          | 84,100円         | 109,000円           |
|                | ホワイエのみ使用       |        |              |                  |                 |                  |                 | 1 平方メートル当たり<br>70円 |
|                | 小楽屋 1<br>小楽屋 2 |        |              | 700円             | 900円            | 900円             | 1,600円          | 1,800円             |
| 小楽屋 3<br>小楽屋 4 |                |        | 400円         | 500円             | 500円            | 900円             | 1,000円          | 1,400円             |
| 中楽屋 1          | 全部使用           | 600円   | 800円         | 800円             | 1,400円          | 1,600円           | 2,200円          |                    |
|                | 分割使用           | 300円   | 400円         | 400円             | 700円            | 800円             | 1,100円          |                    |
| 中楽屋 2<br>中楽屋 3 |                |        | 400円         | 600円             | 600円            | 1,000円           | 1,200円          | 1,600円             |

|        |      |        |        |        |         |         |                    |
|--------|------|--------|--------|--------|---------|---------|--------------------|
| 大楽屋 1  |      | 900円   | 1,200円 | 1,200円 | 2,100円  | 2,400円  | 3,300円             |
| 大楽屋 2  |      | 700円   | 900円   | 900円   | 1,600円  | 1,800円  | 2,500円             |
| 大楽屋 3  |      |        |        |        |         |         |                    |
| スタジオ 1 |      | 5,200円 | 6,400円 | 6,400円 | 11,600円 | 12,800円 | 18,000円            |
| スタジオ 2 | 全部使用 | 5,800円 | 7,000円 | 7,000円 | 12,800円 | 14,000円 | 19,800円            |
|        | 分割使用 | 2,900円 | 3,500円 | 3,500円 | 6,400円  | 7,000円  | 9,900円             |
| 練習室 1  |      | 3,200円 | 3,900円 | 3,900円 | 7,100円  | 7,800円  | 11,000円            |
| 練習室 2  |      | 1,700円 | 2,100円 | 2,100円 | 3,800円  | 4,200円  | 5,900円             |
| 練習室 3  |      | 1,700円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,700円  | 4,000円  | 5,700円             |
| 練習室 4  |      | 500円   | 600円   | 600円   | 1,100円  | 1,200円  | 1,700円             |
| 会議室 1  |      | 1,200円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,600円  | 2,800円  | 4,000円             |
| 会議室 2  |      |        |        |        |         |         |                    |
| 会議室 3  |      |        |        |        |         |         |                    |
| ロビー    |      |        |        |        |         |         | 1 平方メートル当たり<br>70円 |
| ピロティ   |      |        |        |        |         |         | 1 平方メートル当たり<br>10円 |
| イベント広場 |      |        |        |        |         |         | 1 平方メートル当たり<br>10円 |

## 備考

- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用いる。
- 大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
- 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
- 大ホール（ホワイエのみを使用する場合に限る。）、ロビー、ピロティ及びイベント広場の使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

## (2) 設備

## イ 大ホール

| 区分   | 設備名       | 単位  | 使用料の額  | 加算額    |
|------|-----------|-----|--------|--------|
| 舞台設備 | 音響反射板     | 一式  | 4,000円 | 1,300円 |
|      | オーケストラピット | 一式  | 4,420円 | 1,430円 |
|      | 所作台       | 一式  | 6,650円 | 2,160円 |
|      | 花道用所作台    | 一式  | 2,550円 | 820円   |
|      | 仮設鳥屋囲い    | 一式  | 510円   | 160円   |
|      | 松羽目       | 一式  | 1,730円 | 560円   |
|      | 平台        | 1 台 | 110円   | 30円    |
|      | 開き足、箱足、木台 | 1 台 | 50円    | 10円    |

|      |                          |    |         |        |
|------|--------------------------|----|---------|--------|
|      | 演台                       | 一式 | 650円    | 210円   |
|      | 司会者台                     | 1台 | 330円    | 100円   |
|      | 金びょうぶ                    | 1双 | 1,320円  | 420円   |
|      | 銀びょうぶ                    | 1双 | 1,320円  | 420円   |
|      | 鳥の子びょうぶ                  | 1双 | 1,320円  | 420円   |
|      | 国旗                       | 1枚 | 100円    | 30円    |
|      | 県旗                       | 1枚 | 100円    | 30円    |
|      | つり<br>吊看板                | 一式 | 500円    | 160円   |
|      | めくり台                     | 1台 | 110円    | 30円    |
|      | 人形立て                     | 1本 | 50円     | 10円    |
|      | リノリウム                    | 1枚 | 330円    | 100円   |
|      | 地がすり                     | 一式 | 730円    | 230円   |
|      | しゃ<br>紗幕                 | 一式 | 860円    | 270円   |
|      | ひ<br>緋毛せん                | 1枚 | 120円    | 30円    |
|      | 紺毛せん                     | 1枚 | 120円    | 30円    |
|      | 長座布団                     | 1枚 | 220円    | 70円    |
|      | 高座用座布団                   | 1枚 | 220円    | 70円    |
|      | 上敷ござ                     | 1枚 | 110円    | 30円    |
|      | 指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。） | 一式 | 310円    | 100円   |
|      | 演奏者用譜面台                  | 1台 | 90円     | 20円    |
|      | 演奏者用椅子                   | 1脚 | 100円    | 30円    |
|      | 譜面灯                      | 1台 | 70円     | 20円    |
|      | コントラバス用椅子                | 1脚 | 110円    | 30円    |
|      | ピアノ椅子                    | 1脚 | 110円    | 30円    |
| ピアノ  | グラランドピアノ                 | 1台 | 10,710円 | 3,480円 |
| 映写設備 | ビデオプロジェクター               | 一式 | 15,300円 | 4,970円 |
|      | スクリーン                    | 1張 | 1,730円  | 560円   |
|      | ブルーレイディスクプレーヤー           | 1台 | 1,200円  | 390円   |
|      | 移動用モニター                  | 1台 | 500円    | 160円   |
| 音響設備 | 拡声装置（ダイナミックマイクロホン1本を含む。） | 一式 | 2,660円  | 860円   |
|      | つり<br>三点吊マイクロホン装置        | 一式 | 860円    | 270円   |
|      | 移動型スピーカー                 | 1台 | 350円    | 110円   |
|      | 移動型アンプ                   | 1台 | 510円    | 160円   |
|      | 16c h 移動型ミキサー            | 1台 | 1,520円  | 490円   |
|      | 32c h 移動型ミキサー            | 1台 | 3,040円  | 980円   |
|      | ダイレクトボックス                | 1台 | 500円    | 160円   |
|      | コンデンサーマイクロホン             | 1本 | 980円    | 310円   |
|      | ダイナミックマイクロホン             | 1本 | 860円    | 270円   |
|      | ワイヤレスマイクロホン              | 1本 | 1,050円  | 340円   |
|      | マイクロホンスタンド               | 1本 | 250円    | 80円    |
|      | 録音再生機器                   | 1台 | 1,200円  | 390円   |
| 照明設備 | ボーダーライト                  | 1列 | 1,050円  | 340円   |
|      | アッパーホリゾントライト             | 1列 | 1,320円  | 420円   |
|      | ロアーホリゾントライト              | 1列 | 1,320円  | 420円   |
|      | サスペンションライト               | 1列 | 1,590円  | 510円   |

|     |                            |         |                |                |
|-----|----------------------------|---------|----------------|----------------|
|     | ブリッジライト                    | 1 列     | 2,380円         | 770円           |
|     | フロントサイドスポットライト             | 1 区間    | 1,320円         | 420円           |
|     | 第1シーリングスポットライト             | 1 列     | 2,940円         | 950円           |
|     | 第2シーリングスポットライト             | 1 列     | 4,410円         | 1,430円         |
|     | トーマンタルスポットライト              | 1 基     | 650円           | 210円           |
|     | バルコニースポットライト               | 1 列     | 1,590円         | 510円           |
|     | フォロースポットライト                | 1 台     | 3,300円         | 1,070円         |
|     | ストリップライト                   | 1 台     | 120円           | 30円            |
|     | スポットライト（500ワット以下）          | 1 台     | 220円           | 70円            |
|     | スポットライト（500ワット超 1 キロワット以下） | 1 台     | 330円           | 100円           |
|     | スポットライト（1キロワット超）           | 1 台     | 440円           | 140円           |
|     | パーライト                      | 1 台     | 330円           | 100円           |
|     | LEDパーライト                   | 1 台     | 550円           | 170円           |
|     | ムービングライト                   | 1 台     | 4,000円         | 1,300円         |
|     | エフェクトスポットライト用効果マシン         | 1 台     | 650円           | 210円           |
|     | 先玉                         | 1 個     | 160円           | 50円            |
|     | ミラーボール                     | 1 台     | 650円           | 210円           |
|     | 星球                         | 一式      | 650円           | 210円           |
|     | スモークマシン                    | 1 台     | 1,320円         | 420円           |
|     | 効果器                        | 1 台     | 650円           | 210円           |
|     | カラーフィルタ                    | 1 枚     | 150円           | 40円            |
|     | スタンド                       | 1 本     | 250円           | 80円            |
|     | ラダースタンド                    | 1 基     | 520円           | 160円           |
|     | 2連アーム                      | 1 本     | 200円           | 60円            |
|     | 平置きベース                     | 1 台     | 50円            | 10円            |
|     | 移動型調光ボックス                  | 1 台     | 230円           | 70円            |
|     | 据置型調光卓                     | 1 台     | 4,000円         | 1,300円         |
|     | 移動型調光卓                     | 1 台     | 4,000円         | 1,300円         |
| その他 | 持込み器具用電源設備                 | 1 キロワット | 1 時間当たり<br>60円 | 1 時間当たり<br>60円 |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

## ロ スタジオ及び練習室

| 区分 | 設備名            | 単位  | 使用料の額  | 加算額  |
|----|----------------|-----|--------|------|
| 共通 | 演奏者用譜面台        | 1 台 | 90円    | 20円  |
|    | コントラバス用椅子      | 1 脚 | 110円   | 30円  |
|    | 背ありピアノ椅子       | 1 脚 | 110円   | 30円  |
|    | 音響ユニット         | 一式  | 2,900円 | 940円 |
|    | 移動式スピーカー       | 1 台 | 330円   | 100円 |
|    | ダイナミックマイクrohホン | 1 本 | 560円   | 180円 |
|    | ワイヤレスマイクrohホン  | 1 本 | 810円   | 260円 |

|        |                          |         |                |                |
|--------|--------------------------|---------|----------------|----------------|
|        | マイクロホンスタンド               | 1 本     | 250円           | 80円            |
|        | ビデオプロジェクター               | 一式      | 1,010円         | 320円           |
|        | スクリーン                    | 1 張     | 300円           | 90円            |
|        | シャワー室                    | 1 室     | 500円           | 160円           |
|        | 持込み器具用電源設備               | 1 キロワット | 1 時間当たり<br>60円 | 1 時間当たり<br>60円 |
| スタジオ 1 | 簡易ステージ                   | 1 台     | 270円           | 80円            |
|        | 指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。） | 一式      | 230円           | 70円            |
|        | グランドピアノ                  | 1 台     | 5,350円         | 1,730円         |
|        | LEDパーライト                 | 1 台     | 550円           | 170円           |
|        | 調光操作卓                    | 一式      | 1,220円         | 390円           |
| スタジオ 2 | 簡易ステージ                   | 1 台     | 270円           | 80円            |
|        | リノリウム                    | 1 枚     | 160円           | 50円            |
|        | グランドピアノ                  | 1 台     | 3,050円         | 990円           |
|        | LEDパーライト                 | 1 台     | 550円           | 170円           |
|        | 調光操作卓                    | 一式      | 1,220円         | 390円           |
| 練習室 1  | グランドピアノ                  | 1 台     | 3,050円         | 990円           |
| 練習室 2  | アップライトピアノ                | 1 台     | 1,000円         | 320円           |
| 練習室 4  | ドラムセット                   | 一式      | 910円           | 290円           |
|        | キーボード                    | 一式      | 910円           | 290円           |
|        | ギターアンプ                   | 1 台     | 910円           | 290円           |
|        | ベースアンプ                   | 1 台     | 910円           | 290円           |
|        | 音響ユニット                   | 一式      | 3,560円         | 1,150円         |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

## ハ 会議室

| 設備名        | 単位      | 使用料の額          | 加算額            |
|------------|---------|----------------|----------------|
| ビデオプロジェクター | 一式      | 1,010円         | 320円           |
| スクリーン      | 1 張     | 300円           | 90円            |
| 持込み器具用電源設備 | 1 キロワット | 1 時間当たり<br>60円 | 1 時間当たり<br>60円 |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

## ニ 多目的スペース

| 区分           | 設備名        | 単位      | 使用料の額          | 加算額            |
|--------------|------------|---------|----------------|----------------|
|              | 持込み器具用電源設備 | 1 キロワット | 1 時間当たり<br>60円 | 1 時間当たり<br>60円 |
| ピロティ及びイベント広場 | テント        | 一式      | 1,300円         | 130円           |
|              | 折り畳み机      | 1 台     | 200円           | 20円            |
|              | 折り畳み椅子     | 1 脚     | 100円           | 10円            |
|              | 音響ユニット     | 一式      | 2,360円         | 230円           |
|              | 水道         | 1 口     | 420円           | 40円            |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から午後10時までの間の1回当たりの使用料の額及び午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

## (3) 施設の使用時間を超えて使用する場合の加算額

| 区分     |                      | 加算額                                              |
|--------|----------------------|--------------------------------------------------|
| 大ホール   | 午前7時から<br>午前9時まで     | (1)の表に定める午前9時から正午までの使用時間に係る金額を3で除した額に1.3を乗じた額    |
|        | 午後10時から翌日<br>の午前0時まで | (1)の表に定める午後6時から午後10時までの使用時間に係る金額を4で除した額に1.3を乗じた額 |
| 小楽屋1   |                      | 200円                                             |
| 小楽屋2   |                      |                                                  |
| 小楽屋3   |                      | 100円                                             |
| 小楽屋4   |                      |                                                  |
| 中楽屋1   | 全部使用                 | 200円                                             |
|        | 分割使用                 | 100円                                             |
| 中楽屋2   |                      | 100円                                             |
| 中楽屋3   |                      |                                                  |
| 大楽屋1   |                      | 300円                                             |
| 大楽屋2   |                      | 200円                                             |
| 大楽屋3   |                      |                                                  |
| スタジオ1  |                      | 1,800円                                           |
| スタジオ2  | 全部使用                 | 1,900円                                           |
|        | 分割使用                 | 900円                                             |
| 練習室1   |                      | 1,100円                                           |
| 練習室2   |                      | 500円                                             |
| 練習室3   |                      |                                                  |
| 練習室4   |                      | 100円                                             |
| 会議室1   |                      | 400円                                             |
| 会議室2   |                      |                                                  |
| 会議室3   |                      |                                                  |
| ロビー    |                      | 1 平方メートル当たり 7 円                                  |
| ピロティ   |                      | 1 平方メートル当たり 1 円                                  |
| イベント広場 |                      | 1 平方メートル当たり 1 円                                  |

## 備考

- この表に定める額は、午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの加算額である。

2 (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第2項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間に対する許可に係る使用のため当該使用時間を超えて大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第2項の規定を適用した場合に得られる額」とする。

3 (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第3項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間を超えて専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第3項の規定を適用した場合に得られる額」とする。

4 この表により算出した利用料金の加算額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(4) 冷暖房を使用する場合の加算額

| 区分   |            | 加算額    |        |
|------|------------|--------|--------|
|      |            | 冷房     | 暖房     |
| 大ホール | 全席使用       | 9,130円 | 9,130円 |
|      | 1階席及び2階席使用 | 7,300円 | 7,300円 |
|      | 1階席のみ使用    | 6,390円 | 6,390円 |

備考

1 この表に定める額は、1時間当たりの加算額である。

2 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、1階席のみ使用した場合の額とする。

2 適用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

山形県告示第323号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

みちのく村山農業協同組合

代表理事組合長 三浦 康彦

村山市楯岡北町一丁目1番1号

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 高嶋 洋一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   |       | 国内産農産物に限る。 | 令和7年3月31日 |
| 折原 武<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左   |            |           |
| 有路 拓矢<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 芦野 和弘<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 大貫 清悦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   |       |            |           |
| 押切 智志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 黒沼 洋昭<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 齋藤 忠晴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 後藤 理<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 石山 卓也<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 前田 和弥<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 奥山 和直<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 加藤 清宏<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 村岡 真人<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 草刈 一人<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 軽部 和敦<br>玄米             | 同 左 |
| 志村 秀弥<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 伊藤 和宏<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 齋藤 淳哉<br>玄米             | 同 左 |
| 高橋 浩樹<br>玄米、大豆          | 同 左 |
| 三浦 弘之<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 笹原 貴久<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 加藤 雄二<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 奥山 康和<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 生田 秀治<br>玄米、大豆、そば       |     |
| 今野 英樹<br>玄米、大豆、そば       |     |
| 尾崎 洋介<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 草刈 範明<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 斉藤 亮<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 柳元 穰<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 星川 雄宇<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 大崎 卓也<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 阿部 宣幸<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 辻村 憂<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 岸 裕<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |
| 西尾 健<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 押切 祐輔<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 笹原 恵介<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 遠藤 泰志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 遠藤 博幸<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 大地 理寛<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 井澤 啓太<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 仲嶋 祐介<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 土田 柊人<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 齋藤 義典<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 井上 祐<br>もみ、玄米           | 同 左 |
| 仲嶋 朝美<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 土海 圭介<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 五十嵐 佳尚<br>もみ、玄米         | 同 左 |
| 佐藤 愛一郎<br>もみ、玄米         | 同 左 |
| 大場 直子<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 有川 泰人<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 伊藤 祐司<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 斎藤 慎吾<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 早坂 恒亮<br>もみ、玄米          | 同 左 |

|                |     |  |  |
|----------------|-----|--|--|
| 相馬 洸矢<br>もみ、玄米 | 同 左 |  |  |
| 小内 貴宏<br>もみ、玄米 | 同 左 |  |  |
| 尾内 大輔<br>もみ、玄米 | 同 左 |  |  |
| 丹 康雅<br>もみ、玄米  | 同 左 |  |  |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
ラブライス庄内株式会社  
代表取締役 佐藤 敏  
鶴岡市美原町26番地44号

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日           |
|---------------------------|-------|------------|-----------------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |                 |
| 佐藤 敏<br>玄米                | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和 7 年 3 月 28 日 |
| 佐藤 佳一<br>玄米               |       |            |                 |
| 石田 裕磨<br>玄米               | 同 左   |            |                 |
| 加藤 大宗<br>玄米               | 同 左   |            |                 |

山形県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理 事 及 び 監 事 の 別 | 氏 名       | 住 所             |
|-----------------|-----------|-----------------|
| 理 事             | 齋 藤 伊 美 子 | 村山市大字富並4220番地12 |

山形県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 4 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
東根市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東根市大字野川1325番地の 4
- 3 認可年月日  
令和 7 年 4 月 9 日

## 山形県告示第326号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名                     | 地区名  | 工事完了年月日   |
|-------------------------|------|-----------|
| 農村地域防災減災事業<br>（ため池整備事業） | 御影地区 | 令和7年3月24日 |

## 山形県告示第327号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号。以下「条例」という。）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用時間等

| 区 分       |                                | 利用時間等                                       |
|-----------|--------------------------------|---------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台 | 4月1日から5月31日まで及び9月1日から同月30日まで   | 午前11時から午後6時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。 |
|           | 6月1日から8月31日まで                  | 正午から午後7時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。    |
|           | 10月1日から12月20日まで及び3月1日から同月31日まで | 午前10時から午後5時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。 |

## 2 休業日等

| 区 分       | 休 業 日 等                                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台 | 1 8月1日から同月31日までの日を除く期間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときを除く。）<br>2 12月21日から翌年の2月末日まで                                                                               |
| 鼠ヶ関マリーナ   | 1 研修ホール以外の施設にあっては、4月25日から5月7日までの日を除く期間の火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び12月1日から翌年の2月末日までの期間の水曜日（条例第26条の3第3項の規定により読み替えて適用する条例第5条の規定による使用の承認を受けた者が使用する日を除く。）<br>2 12月29日から翌年の1月3日まで |

## 3 適用期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

## 山形県告示第328号

平成16年6月県告示第706号（重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第4号中「13メートル」を「14メートル」に改める。

別図中「酒田共同火力専用岸壁（－13.0m）」を「酒田共同火力専用岸壁（－14.0m）」に改める。

### 山形県告示第329号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県青年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

##### (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                                                              | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者並びに小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）及び学齢に達しない者又は小中学生等を引率し、指導するため利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）         | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）、県外に住所を有する小中学生等及び県内に住所を有する社会教育関係者                                                                                  | 480円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）並びに高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び学齢に達しない者、小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者並びに学齢に達しない者又は小中学生等を引率し、指導するため利用する者（県外に住所を有する者に限る。） | 780円            |
| その他の者                                                                                                                                            | 1,400円          |

##### (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設   | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|-------|-----------------|
| 第1研修室 | 240円            |
| 第2研修室 | 240円            |
| 第3研修室 | 240円            |
| 第4研修室 | 240円            |
| 第5研修室 | 240円            |
| 第6研修室 | 240円            |
| 大研修室  | 770円            |
| 食堂    | 770円            |

|     |        |
|-----|--------|
| 体育館 | 3,310円 |
|-----|--------|

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
  - (1) 学齢に達しない者
  - (2) 小中学生等
  - (3) 高校生等
  - (4) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
  - (5) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
  - (6) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

## 2 適用期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

## 山形県告示第330号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県朝日少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                                                      | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者並びに小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）及び学齢に達しない者又は小中学生等を引率し、指導するため利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。） | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）、県外に住所を有する小中学生等及び県内に住所を有する社会教育関係者                                                                          | 490円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）並びに高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び学齢に達しない者、小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）                   | 790円            |
| その他の者                                                                                                                                    | 1,410円          |

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設 | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|-----|-----------------|
| 和室  | 240円            |
| 集会室 | 770円            |

|     |        |
|-----|--------|
| 食堂  | 770円   |
| 体育館 | 3,310円 |

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。
    - (1) 学齢に達しない者
    - (2) 小中学生等
    - (3) 高校生等
    - (4) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
    - (5) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (6) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

## 山形県告示第331号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県金峰少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                                                      | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者並びに小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）及び学齢に達しない者又は小中学生等を引率し、指導するため利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。） | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）、県外に住所を有する小中学生等及び県内に住所を有する社会教育関係者                                                                          | 490円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）並びに高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び学齢に達しない者、小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）                   | 790円            |
| その他の者                                                                                                                                    | 1,410円          |

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 青少年教育施設の名称            | 施設   | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|-----------------------|------|-----------------|
| 山形県金峰少年自然の家           | 和室   | 240円            |
|                       | 会議室  | 240円            |
|                       | 研修室  | 770円            |
|                       | 食堂   | 770円            |
|                       | 体育館  | 3,310円          |
| 山形県金峰少年自然の家<br>海浜自然の家 | 研修室  | 240円            |
|                       | 大研修室 | 770円            |
|                       | 食堂   | 770円            |
|                       | 体育館  | 3,310円          |

## 備考

1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。

2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。

(1) 学齢に達しない者

(2) 小中学生等

(3) 高校生等

(4) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者

(5) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者

(6) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者

3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

## 2 適用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 山形県告示第332号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                                                      | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者並びに小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）及び学齢に達しない者又は小中学生等を引率し、指導するため利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。） | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）、県外に住所を有する小中学生等及び県内に住所を有する社会教育関係者                                                                          | 490円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）並びに高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び学齢に達しない者、小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）                   | 790円            |
| その他の者                                                                                                                                    | 1,410円          |

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設     | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|---------|-----------------|
| 研修室     | 240円            |
| 食堂      | 770円            |
| チャレンジ広場 | 770円            |
| どろんこ広場  | 1,680円          |

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。
  - (1) 学齢に達しない者
  - (2) 小中学生等
  - (3) 高校生等
  - (4) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
  - (5) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
  - (6) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

## 2 適用期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

## 山形県告示第333号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県神室少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                                                      | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者並びに小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）及び学齢に達しない者又は小中学生等を引率し、指導するため利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。） | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）、県外に住所を有する小中学生等及び県内に住所を有する社会教育関係者                                                                          | 490円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）並びに高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び学齢に達しない者、小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）                   | 790円            |
| その他の者                                                                                                                                    | 1,410円          |

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設     | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|---------|-----------------|
| 和室（16畳） | 240円            |
| 和室（20畳） | 240円            |
| 和室（40畳） | 240円            |
| 和室（60畳） | 770円            |
| 第1研修室   | 770円            |
| 第2研修室   | 240円            |
| 食堂      | 240円            |
| プレイルーム  | 1,680円          |

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。
  - (1) 学齢に達しない者

- (2) 小中学生等

(3) 高校生等

(4) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者

(5) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者

(6) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が 1 日に満たないときは、1 日として計算する。
- 2 適用期間
- 令和 7 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第 5 号

山形県教育委員会 4 月定例会を次のとおり招集した。  
令和 7 年 4 月 15 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時

令和 7 年 4 月 17 日（木） 午後 2 時
- 2 招集の場所

山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題

(1) 博物館法に基づく博物館の登録について

(2) 令和 7 年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。  
なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。  
令和 7 年 4 月 15 日

山形県庄内総合支庁長 荒 木 泰 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

庄内総合支庁本庁舎及び分庁舎で使用する電気の供給

(1) 本庁舎 契約電力 183キロワット、使用電力量 442,559キロワットアワー

(2) 分庁舎 契約電力 41キロワット、使用電力量 91,007キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県庄内総合支庁総務課 東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1  
電話番号0235(66)5684
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 3 月 19 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目 8 番28号松波プラザ 2 階D号室
- 5 随意契約に係る契約金額

(契約電力に対する単価)

| 期 間                            | 基本料金単価（1 kWにつき） |
|--------------------------------|-----------------|
| 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 | 1,991.07円       |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間                | 電力量料金単価（1 kWhにつき） |
|--------------------|-------------------|
| 令和7年4月1日～令和9年3月31日 | 19.43円            |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を認める政令第11条第1項第1号該当